

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年2月4日

水曜日

第5478号

目次

告示

- | | |
|----------------------|---|
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | 1 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | 2 |
| ○指定居宅サービス事業者の廃止の届出 | |
| ○指定管理者の指定 | 3 |
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 | 4 |

公 告

- | | |
|----------|---|
| ○落札者等の公示 | 5 |
|----------|---|

告示

富山県告示第51号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和8年2月4日

富山県知事 新田八朗

事業所番号	1670202876	
指定年月日	令和8年2月1日	
申請者	名称	ケアスタジオ株式会社
事業所	所在地	高岡市蓮美町5-45
	名称	ケアスタジオ福祉用具ショップ
サービスの種類	特定福祉用具販売	

富山県告示第52号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和8年2月4日

富山県知事 新田八朗

事業所番号	1670202876	
指定年月日	令和8年2月1日	
申請者	名称	ケアスタジオ株式会社
事業所	所在地	高岡市蓮美町5-45
	名称	ケアスタジオ福祉用具ショップ
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売	

富山県告示第53号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和8年2月4日

富山県知事 新田八朗

事業者の名称	ユニバーサル株式会社	
サービスの種類	訪問介護	
事業所	名称	訪問介護ステーションあいの風 二上事業所
	所在地	高岡市二上1144-2
介護保険事業所番号		1670201951
廃止の届出を受理した年月日		令和7年12月25日

富山県告示第54号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年2月4日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

富山県21世紀の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会 富山市八尾町庵谷10番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第55号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年2月4日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

富山県農林水産総合技術センター林業普及センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人富山県農林水産公社 富山市舟橋北町4番19号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第56号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））（常東合口幹線地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月4日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））（常東合口幹線地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年2月4日から

令和8年3月6日まで

3 縦覧の場所

富山市役所、立山町役場、舟橋村役場

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~  
公 告  
~~~~~

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年2月4日

富山県知事 新田八朗

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

富山県ドクターへリ運航業務 1式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県厚生部医務課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和8年1月23日

4 落札者の氏名及び住所

東邦航空株式会社

東京都江東区新木場四丁目7番51号

5 落札金額

319,149,600円（年額）

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年12月5日

令和8年2月4日印刷発行

発行 富山県
富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番
